

令和元年度山形のうまいもの開発・販路開拓支援事業公募要領

山形のうまいもの開発・販路開拓支援事業による取組を公募しますので、令和元年度山形のうまいもの開発・販路開拓支援事業費補助金交付要綱（令和元年5月8日付け6次第80号。以下「補助金交付要綱」という。）及びこの公募要領に基づいて応募してください。

1. 事業の目的

加工食品の新商品開発、既存商品のブラッシュアップ、販路の開拓・拡大に向けた取組への支援により、本県のブランド力のある県産農林水産物を活用した商品開発の促進を図るため、加工品の商品開発等を支援します。

2. 公募する事業

- (1) 加工品の開発（既存商品のブラッシュアップも含む）
- (2) 新商品の販路開拓・拡大

※ ただし、1事業者につき、(1)又は(2)について、当該年度において事業が完了する場合のみ、2事業同時に応募することができることとします。

3. 応募者の要件

本事業に応募できるのは、次の項目に該当する事業者とします。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ① 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者（農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む）という。以下同じ。）
 - ② 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者であって、食料品製造業者（県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する食品製造業者をいう。以下同じ。）と連携する者又は食料品製造業者であって、県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者と連携するもの。
 - ③ 上記①又は②と連携する卸売業者又は小売業者（県内に主たる事業所を有する卸売業者又は小売業者（県内に本店を有し、県内の工場で製造する食料品製造業者に製造を委託する者に限る））。
- (2) 原材料に県産農林水産物（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物等であること）等を使用した取組みであること。
- (3) 応募者が(1)②及び③の連携体である場合は、商品の製造は県内で行うものであること。
- (4) 団体にあつては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が明らかであること。
- (5) 営業に必要な許可を得るか開始の届出をして製造・販売を行っていること。
- (6) 令和2年2月28日までに、開発する商品の試作品の完成及び事業を完了させること。
- (7) 加工品開発については、商品完成後、知事が別に指定するコンテスト等に出展すること。

4. 事業の内容

本事業の事業内容は、次の項目を満たすものであること。

- (1) 県産農林水産物を活用した新商品開発、既存商品のブラッシュアップ、販路の開拓・拡

大に向けた取組みであること。

- (2) 農林漁業者の場合は、事業完了3年後に、事業対象商品の販売額が1.2倍以上になること。
- (3) 食料品製造業者、卸売業者及び小売業者の場合は、事業対象商品の3年目の販売額が、2年目の販売額の1.2倍以上になること。

5. 補助対象経費

本事業における補助対象経費は、事業の目標達成に必要な経費とし、以下に掲げるものとします。

- (1) 加工品の開発（既存商品のブラッシュアップも含む）
 - ① 会議等開催費
講師謝金、講師旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費
 - ② 調査検討費
市場調査費（市場調査に係る職員旅費等、他社商品購入費、市場調査のための試作品原材料費等、市場調査を委託する場合の費用等）、通信運搬費、消耗品費、研修受講費
 - ③ 新商品開発費・既存商品改良費
技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージ等デザイン費（試作パッケージ用の包装材料費、版代、型代等を含む。）、成分分析等検査費、製造機器等レンタル・リース料、通信運搬費、消耗品費（試作品に係る費用に限る。）
 - ④ その他、知事が必要と認めたもの
- (2) 新商品の販路開拓・拡大
 - ① 商談会・展示会への出展経費
旅費、商談会等出展経費
（但し、県が主催し、又は支援する商談会及び過去3か年に出席した商談会等は除く。）
 - ② 販売促進活動
委託料（HP作成料等）、印刷製本費（パンフレット、チラシ等印刷費）、消耗品等
 - ③ その他、知事が必要と認めたもの

6. 補助金の額

- (1) 予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内又は50万円（補助事業が既存商品のパッケージの改良のみの場合は、20万円）のいずれか低い額とします。
- (2) 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

7. 事業計画書の作成

本事業の実施を希望する者は、事業計画書を作成しなければなりません。事業計画書には、次の項目を明記してください。

- ① 事業の内容及び区分 [加工品開発（新商品開発又は既存商品のパッケージ改良のみ）、新商品の販路開拓・拡大]
- ② 事業実施主体の区分
- ③ 事業実施主体の概要
- ④ 事業連携体制
- ⑤ 開発する加工品の具体的な内容
- ⑥ 県産農産物等の利用計画
- ⑦ 販売戦略

- ⑧ 取組の効果
- ⑨ 販路開拓・拡大事業内容
- ⑩ 販売計画等
- ⑪ 活用した支援事業及び対象商品の販売状況（※）
- ⑫ 事業費内訳
- ⑬ 事業実施スケジュール
- ⑭ 事業完了〔予定〕

（※） ⑪の販売状況については、平成25年度から平成30年度までの間、支援事業を活用した実績のある事業者のみ、記入してください。

8. 応募方法

(1) 募集期間

令和元年5月8日（水）から令和元年6月10日（月）まで

(2) 応募に必要な書類

- ① 事業計画書の提出文（別記様式第2号）
 - ② 事業計画書（別記様式第1号）
 - ③ 製造・販売に必要な許可証又は届出の写し
 - ④ その他計画の説明資料（任意）
- (3) 必要に応じて、ヒアリングや応募書類内容の問い合わせを行うことがあります。

9. 事業計画書の承認

(1) 審査方法

山形県農林水産部6次産業推進課に設置する事業計画審査会において、次の項目について審査します。

- ① 応募者の要件（3. に示した要件を満たしているか）
- ② 補助対象の要件（4. 及び5. に示した事業内容・経費であるか）
- ③ 取組み内容の具体性、実現の可能性
- ④ 地域産業への波及効果
- ⑤ 販売戦略
- ⑥ 販売計画等

(2) 審査結果

応募者に対して、事業計画の審査結果を通知します。（別記様式第3号）

10. 事業計画承認後の補助金交付決定等に必要手続き

事業計画採択後は、補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請等、適時適切に手続きを行って下さい。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

11. 事業実施主体の責務

事業を実施するにあたっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及び補助金交付要綱を遵守し、適正に事業を執行してください。

- (1) 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。
- (2) 事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業対象商品又は生産品名の販売額について、その状況を県に報告するものとします。

12. 情報の公開

採択された事業については、事業名、事業概要、申請者の名称及び代表者名をホームページ等で公表することがあります。当該部分の公表については、申請者の了解を得たものとして取扱わせていただきます。

13. 受付先及び相談先

山形県農林水産部 6次産業推進課 [新事業創出担当]
〒990-8570
山形市松波 2-8-1 (県庁9階)
TEL 023-630-2465